

視察研修報告書

令和5年1月11日（木）から12日（金）まで、議会運営委員会視察研修のため、鹿児島県始良市、宮崎県都城市及び鹿児島県霧島市での研修に参加しましたので、その内容について下記のとおり報告いたします。

粕屋町議会議長 小池 弘基 様

令和6年1月31日

職 名 粕屋町議会 議会運営委員会

氏 名 杉 野 公 彦

報告事項 議会運営委員会視察研修

○議会改革について

（1）研修内容の報告

今回の視察研修は、議会基本条例の検証及び見直しによる条例改正に合わせて取り組んでいる議会改革を今後進めていくことを目的に実施した。

自治体の選定に当たっては、早稲田大学マニフェスト研究所が行っている、令和4年度の議会改革度調査ランキングで51位の宮崎県都城市議会を中心に、周辺自治体で同ランキング202位の鹿児島県霧島市議会、また以前鹿児島県内におけるランキングで6位に評価された始良市議会、以上3市の状況を勉強させていただくこととした。

① 始良市議会

最初に訪れた始良市議会においては、議長自らこれまでの詳細をご説明いただいたが、平成24年の議会基本条例制定から、段階的に議会改革の取り組みを継続されている。

具体的には、政務活動費の導入、定数・報酬の見直し、予算委員会の常任委員会化、議会BCP等の取り組みがなされているが、特に力を入れておられるのが、「議会と語る会」である。

議会からの報告に加え、市民と自由に意見交換する場として開催されているが、これまで2度のバージョンアップが図られており、最近ではより意見交換に重きが置かれている。また、令和3年度からは、常任委員会毎のテーマを設定した各

種団体との車座対話に切り替わってきている。

また、現在はミッションロードマップを作成し、委員会活動の目的だけでなく、4年の任期内における活動スケジュールの明確化も進めているとのことであった。

② 都城市議会

都城市議会では、令和3年度の議会改革度調査ランキングにおいて前年の146位から48位と大幅にジャンプアップされている。

平成22年に議会基本条例を制定して以降、平成の時代のうちに、数年に1度の議会基本条例の見直しや、自由討議、反問権の導入を進められているほか、傍聴規則の改正、全ての会議の原則公開及び動画の配信、政務活動費ほか各種の議会に関する情報の公開など、情報公開が積極的に進められてきた。

併せて、議員立法審議会の創設や政策形成ガイドラインの作成など、議会からの政策立案、政策提言を積極的に進めてきている。

議会報告会については、平成26年より開催されているが、令和元年に報告後の意見交換の時間を大幅に増やし、座談会方式に改善されている。また、令和2年からは意見交換会も開催されており、5名以上の市民による団体であれば開催を申し込むことができるようであった。

③ 霧島市議会

霧島市議会は平成17年に1市6町による合併により誕生後、平成21年に議会基本条例を制定し、一問一答方式の導入、反問権の運用開始を開始している。

なお、議会改革度調査ランキングにおいて平成25年、26年、27年は、それぞれ21位、39位、33位と上位にランキングされていたが、令和4年度は202位と大きくランクを下げている。これは、平成20年代に特に積極的に改革を進めていたということであった。そして、その後議員が大きく若返ったことに伴い、再度改革の風が吹き、昨年度のマニフェスト大賞への応募につながり、九州のトップ15に選ばれている。

また、霧島市も議会報告会を平成23年度から開催しているが、こちらも報告から意見交換へ主軸を移しており、名称も「議会と語るかい」に変更している。

現在の実施内容は、年4回とし、5、11月に自治会型、地域テーマ型、11、2月に団体公募型、委員会テーマ型と内容を明確にして実施をし、さらにそれを議会の年間スケジュールにリンクさせ、一般質問や委員会の所管事務調査につなげているということであった。

今回の視察研修において、いずれの市も、改革を進めていく中で「広聴」の必要性を認識し、広聴すなわち住民との対話がより重要であるという結論に達し、市民との意見交換会を積極的に進められているということが明確となった。

(2) 粕屋町の状況

粕屋町も平成24年3月に議会基本条例を制定していたが、その以後の継続した議会改革活動は行われていなかったように思われる。条例第22条に検証及び見直し手

続きについて「別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証し、その結果を町民に積極的に公表する。」とあるが、前任期の議会運営委員会において、取り組みが始められたようであるが、検証内容や結果の公表等が行われた形跡はなく、そのまま議員改選を迎えている。

そして、今期の議会運営委員会において、令和4年度に検証作業の取り組みを実施し、現在議会基本条例の見直しを行い、本年3月の条例改正を実施すべく作業を進めている。

また、議会報告会も、当初は会場を設定し、町民の皆さんにおいでいただく形で開催され、内容も予算決算に関する事項を報告し、住民の質疑に応答するというものであったと思う。その後、ワークショップ型の開催や、各自治会へ出向いての開催などが実施され、コロナ禍においては、常任委員会単位で団体毎の意見交換を主とするものに移行してきている。

なお、今期においては、団体の意見交換において出た意見等は、委員会での所管事務調査や町執行部への提案書等につなげている。

(3) 課題と対策、町への活用等

粕屋町においても、議会基本条例を策定していながら、それに対する実行状況の確認や検証、時代の変化に合わせた改正などをしていなかったが令和4年度に検証作業を実施し、本年度条例の見直しを実施しており、3月に改正を発議する予定である。

しかしながら、問題は今後新しい議会基本条例に基づきどのように議会運営を行っていくかが重要である。

まずは、今回の議会基本条例の改正を報告するための住民向けの報告会をどのような形で開催するか、そして今後議会としてどのように「広聴」を進めていくのかを告知をしていくかが当面の課題であると考えます。

そして、今回視察に行かせていただいた3市の取り組みの良い点を集めた、粕屋町議会版の意見交換会を、遅くとも令和6年度中には具体化する必要があると考えます。

また、意見交換会で集めた意見を具現化するための手法及びスケジュールリングを明確にする必要があると思うが、その点については、私が委員長を務める議会広報常任委員会において、具体案を検討していきたい。

そして、議会の基本は「広聴」であるという意識で積極的に活動していくとともに、議員全員で共有できるよう取り組みを進めたい。